

令和2年3月23日開催

教育委員会会議録

福知山市教育委員会

- 1 開会の日時 令和2年3月23日(月)
午後2時00分
- 2 閉会の日時 令和2年3月23日(月)
午後2時42分
- 3 招集の場所 福知山市役所6階 601会議室
- 4 出席委員の氏名 端野 学
倉橋 徳彦
塩見 佳扶子
和田 大顕
- 5 福知山市教育委員会会議規則第4条により列席したもの
教育部長 前田 剛
教育委員会事務局理事 森山 真
教育総務課長 牧 正博
教育総務課担当課長 貴田 直子
次長兼学校教育課長 崎山 正人
学校教育課担当課長兼教育総務課 伊豆 英一
学校教育課担当課長 土家 邦子
学校給食センター所長 村瀬 勝子
生涯学習課長兼中央公民館長 八瀬 正雄
図書館長 浅田 久子
- 6 福知山市教育委員会会議規則第15条による会議録作成者
教育総務課長 牧 正博

7 議事及び議題

別添のとおり

8 質問討議の概要

別紙会議録のとおり

9 決議事項

議第36号 原案どおり可決、承認

議第37号 原案どおり可決、承認

福知山市教育委員会会議規則第15条により署名する者

福知山市教育委員会 教育長.....

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

教育委員会会議録調製者 教育部長.....

教育委員会会議録

1 開会

端野教育長が開会を宣告。

大槻委員については欠席の旨、届けがありました。

端野教育長 傍聴人から傍聴の申請があります。
許可をしてもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 許可をさせていただきます。

2 前回会議録の承認

端野教育長 前回の会議録については、異議ありませんでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 それでは、異議がなければ承認をお願いします。
あとで会議録に署名をお願いしたいと思います。

3 教育長報告の要旨

端野教育長から以下の報告がありました。

(1) 令和2年第1回市議会定例会代表質問

ア 3月5日(木)

(ア) 吉見 茂久 議員

「本市の新型コロナウイルス感染症対策について、学校現場では冷静に対応していく必要があると思うが、今回の件ではどのように呼びかけているか。」

○小中学校においては、多くの児童生徒や教職員がいる場所であるため、感染防止を最優先にした対応をとることが重要である。

○これまで手洗い、うがい、マスク着用などの感染予防の徹底と健康観察を継続するよう、繰り返し学校へ周知してきた。

○こうした中、2月28日付けの文部科学省からの通知、および京都府教育委員会からの要請をうけ、本市教育委員会としても感染防止のため、市立学校を3月3日から3月23日までの臨時休業とした。

○実施に当たっては、児童生徒は家庭で過ごすことを基本とする一方、子育て家庭にかかる負担をできるかぎり軽減するため、休業中、家庭で過ごすことが困難な児童については、感染防止策を施した上で、小学校での見守りや、放課後児童クラブでの通常通りの受け入れができる体制をとっている。

○また、卒業式、修了式などは、規模の縮小や内容を精査し、可能な限り感染防止対策を講じた上で実施する予定である。

○今後も感染の広がりなど情報収集に努め、必要であれば見直しを図りながら感染防止に努める。

「新型コロナウイルスを理由とした偏見などで、子どもたちが傷つくことのないよう十分配慮されたい。」

○新型コロナウイルスの感染が国内でも拡大している中、新型コロナウイルスを理由としたいじめや偏見は決して許されることではない。

○本市教育委員会としては、2月7日付け文部科学大臣からの通知を受け、各小中学校長に児童生徒に対し、「感染症が発生している地域から帰国された方々や、国内に居住される外国人の方々に対し、誤った情報に基づく不当な差別、偏見、いじめ等は許されないこと」「医療関係者等感染拡大の防止に向けて懸命に働いておられる方々とその家族等に対する人権が損なわれないようにすること」などを指導するよう通知した。

○感染症防止対策として衛生面への配慮に加えて人権の面についても、特に配慮するよう指示するとともに、2月28日に開催した市立学校・園長会議でも改めて指示したところである。

1点目につきましては、令和2年第1回市議会定例会代表質問ということで、3月5日木曜日に、吉見茂久議員から2点質問がありました。

1点目は、本市の新型コロナウイルス感染症対策について、学校現場では冷静に対応していく必要があると思うが、今回の件ではどのように呼びかけているかということで、質問がありました。

学校現場へ連絡をしたこと、また、現場で行っていること等、そこに6点書いておりますが、そのようなことで行っているということでもあります。

2点目は、新型コロナウイルスを理由とした偏見などで、子どもたちが傷つくことのないよう十分配慮されたいということで、質問がありました。

新型コロナウイルスの感染が国内でも拡大している中、これを理由としたいじめや偏見は決して許されることではないということで、教育委員会としては、文部科学大臣からの通知を受けまして、各学校へ指導をしている、また通知をした、また、会議を通じて改めて指示したということで、答えてあります。

(2) 令和2年第1回市議会定例会 3月11日(水)

令和元年度福知山市一般会計補正予算(緊急追加分)

「新型コロナウイルス対応緊急資金等特別支援事業(令和2年度分)」126万円

2点目につきましては、令和2年第1回市議会定例会ということで、3月11日水曜日に、令和元年度一般会計補正予算、緊急追加分ということで、126万円の新型コロナウイルス対応緊急資金等特別支援事業ということで、補正予算が決まったということでもあります。

(3) 新型コロナウイルス感染防止の取組について

ア 市立学校の臨時休業 3月3日(火)から3月23日(月)まで

イ 諸行事の取り扱い

(ア) 卒業式 → 3月13日、3月23日 校長式辞、来賓なし
保護者・在校生出席、祝辞貼出

(イ) 修了・進級式 → 3月24日 必要最小限に

(ウ) 閉校式式典 → 地域社会と調整、縮小化(来賓なし)

市長、議長、教育長・教育委員、統合協議会委員で

(エ) 始業式 → 4月7日 縮小・短時間

(オ) 統合式 → 4月9日 縮小・短時間

(カ) 入学式 → 4月8日、4月9日 卒業式に準ずるが、今後の状況による。

(キ) 修学旅行 → 今後の状況によるが、実施時期や行先の検討中

(ク) 他

ウ 特例措置 3月23日まで

(ア) 学校での見守り活動 → 3月3日から3月23日まで
8時30分から14時00分まで
弁当持参 児童数の7から8%

(イ) 放課後児童クラブ → 通常どおり 平均利用者の40%前後

エ 公共施設一斉休館 (3月11日から3月27日まで)

3月28日からの開館状況

(ア) 休止を継続する施設 → 佐藤太晴記念美術館・光秀ミュージアム

(イ) 一部利用制限を設ける施設

→ 三段池体育館トレーニングルーム

児童科学館プラネタリウム

厚生会館大ホール

ハピネスふくちやま4階ホール

市民交流プラザふくちやま フリースペース

小中学校体育館

消防防災センターの煙体験室

オ その他の学校行事や集会活動について →当面 継続して 自粛・検討

(ア) 離任式 等

3点目につきましては、これもまた新型コロナウイルス感染防止の取組についてということで、今日も夕方から本部会議があるわけですが、10数回にわたって会議が開かれております。そのときそのときによって状況が変化するわけですが、そこに書きましたようなことが、現時点での状況であります。

1点目は、市立学校の臨時休業についてですが、総理大臣から要請があって以降、3月3日から23日、本日までが、市立学校の臨時休業としておりました。あすからは、それが解けるということで、あす、修了・進級式になっております。

2点目は、それぞれの行事等の取り扱いについてですが、小学校の卒業式は本日ありました。中学校は13日に終わりました。式辞等のみということで、ただ、卒業証書の授与についても、小学校については一人一人に渡しておったわけですが、そのあたり、時間の制限、やり方の条件等を変えた中で、本日、出席をしていただいた各学校のような状況で卒業式を行いました。

あす、24日ですが、修了・進級式、これは必要最小限にということで、大勢が集まる学校があるかもわかりませんが、放送で執り行って、残った時間で春休みの生活の暮らし、また子どもの心のケアの部分、そのあと補充学習をしたり、学級活動をしたりということがない、必要最小限でとり行うということです。

3点目は、統廃合の進む学校、特に閉校します学校での式典についても、地域社会のみなさまと調整の上、縮小をかけたということで、市から市長、議会から議長、教育委員会は教育長、教育委員さん、それから統合協議会の各委員のみなさん等の出席の中で、これもかなり縮小された時間の中で、3小学校で執り行われます。

来年度になりましたら、始業式、統合式、入学式等が年度初めにあるわけですが、これらについても、縮小、短時間の中で、また、入学式についても、卒業式に準ずるような形での実施になるのではないかと考えていますが、今後の状況によっては、変更にならざるを得ない部分も出てくる、現時点ではそのように考えています。

修学旅行についても、春には小学校も中学校も実施するわけですが、既に、春には無理だろうということから、実施時期等の検討に入り、中には秋に延期をしたという学校もあるように聞いております。そういったことで、そのほかの行事等についても、大きなイベント等については、要請がかかっておりますし、そのあたり、その時点での状況に応じた実施になるかと思えます。

3点目は、臨時休業中の特例措置2点ですが、一つは学校での見守り活動ということで、3日から23日までの朝から午後、弁当持参で学校での見守り活動を実施しました。毎日、出席等の数字を上げてもらっておりましたが、連日1割弱、7から8%の子どもたちの登校があったようです。

放課後児童クラブについても、通常どおり行ったということで、平均の利用者が4割前後の活用の状況でありました。

4点目は、公共施設について98箇所一斉休館ということで、各戸配布のチラシが回ったと思いますが、以後、専門家会議の意見、また、政府の本部会議での会合での協議の中身が、この19、20日あたりに出ましたので、それらをもとに、開館をしていくという方向で協議されました。その中で、休止を一部継続する施設としては、佐藤太清記念美術館と光秀ミュージアムです。一部利用制限を設ける施設としては、三段池体育館トレーニングルーム、児童科学館プラネタリウム、厚生会館大ホール、ハピネスふくちやま4階ホール、市民交流プラザふくちやまのフリースペース、小中学校体育館、消防防災センター煙体験室が一部利用制限を設ける施設になっております。

その中に、小中学校体育館が上がっておりますが、これは学校施設の目的外使用で、体育館、グラウンド等を使用するわけですが、体育館については、目的外使用を認めない、学校の施設内に菌が入ることを防ぐという視点で、小中学校の体育館は使用禁止ということで、他の体育館はあいているけれども、何故かということについては、そういった理由になります。

5点目は、その他の学校行事や集会活動についてですが、当面継続して自粛・検討という方向であります。これも状況に応じて、若干の変更があるかも知れません。離任式についても、4月3日の予定になっているのですが、執り行わないという学校もあるように聞いておりますし、本年度末でもって閉校する学校等については、既に済ませているというところもあります。

こういった形で、新型コロナウイルス感染防止の取組を、現在実施中ということであります。

(4) 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議での状況分析・提言 3月19日

ア はじめに

専門家会議は新型コロナウイルス感染症について十分な注意と対策が必要な感染症であると考えています。

特に気づかないうちに感染が市中に拡がり、ある時に突然爆発的に患者が急増(オーバーシュート「爆発的患者急増」)すると、医療提供体制に過剰な負荷がかかり、それまで行われていた適切な医療が提供できなくなることが懸念される。

一定期間の不要不急の外出自粛や移動の制限(ロックダウン)に追い込まれることになる。

イ 状況の分析

現時点では、社会・経済活動への影響を最小限にしながら、感染拡大防止の効果を最大限にするという、これまでの方針を続けていく必要がある。①クラスター(患者集団)の早期発見・早期対応、②患者の早期診断・重症者への集中治療の充実と医療提供体制の確保、③市民の行動変容という3本柱の基本戦略は、さらに維持、必要に応じて強化し、速やかに行われなければならない。

ウ 国内の感染状況

(ア) 日本全国の実効再生産数は、日によって変動はあるものの、1をはさんで変動している状況が続いたものの、3月上旬以降を見ると、連続して下回り続けている。この動向の変化に注意深く観察を続け、状況に応じた対応をその都度機敏に講じることが求められる。

(イ) 感染源がわからない感染者の増加が生じている地域が散発的に発生している。

(ウ) 患者集団(クラスター)の感染源がわからない感染者が増加していくと、い

つか、どこかで爆発的な感染拡大（オーバーシュート・爆発的患者急増）が生じ、ひいては重症者の増加を起しかねない。

エ 今後の見通しについて

（ア）オーバーシュート（爆発的患者急増）が始まっていたとしても、事前にその兆候を察知できず、気づいた時には制御できなくなってしまうということが、この感染症対策の難しさである。

（イ）もし大多数の国民や事業者の皆さんが、人と人との接触をできる限り絶つ努力、「3つの条件が同時に重なる場」をさけていただく努力を続けていただけない場合には、既に複数の国で報告されているように、感染に気付かない人たちによるクラスター（患者集団）が断続的に発生し、大規模化や連鎖が生じる。そしてある日にオーバーシュート（爆発的患者急増）が起こりかねないと考える。

4点目につきましては、専門家会議の重立ったところだけ、そこに抜き書きをしております。

3月19日に新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の状況分析なり提言ということで、1点目、「はじめに」のところでは、まだ危ないという信号です。

2点目、「状況の分析」についても、まだまだ危ないということです。

3点目、「国内の感染状況」についても、まだ爆発的な患者が急増するかもわからないという中身です。

4点目、「今後の見通しについて」は、油断したら大爆発するという中身だったと思います。

（5）新型コロナウイルス感染症対策本部会合のポイント 3月20日

ア 小中高等学校などの一斉休校の延長は要請しない。

学校再開に向けた指針の策定を。

イ 全国的なイベント開催については、専門家会議の見解を参考にし、慎重な対応を要請

ウ ①換気が悪い、②多くの人々が密集する、③近距離での会話をする、この3条件が重なる場を避ける行動を要請。

5点目につきましては、それを受けて、政府が新型コロナウイルス感染症対策本部会合で、協議をしたポイント3点になります。

特に学校関係として、1点目、小中高等学校などの一斉休校の延長は要請しない。23日までということで、24日以降は学校を再開するという事です。それを受けまして、学校再開に向けた指針を文部科学省へ策定しなさいという指示が出ています。早々にということですので、今週のはじめごろには多分出てくるだろうというところです。

2点目は、全国的なイベント開催については、専門家会議の見解を参考にし、慎重な対応をとということです。

3点目は、換気が悪い、多くの人々が密集する、近距離での会話をする、こういった3条件が重なる場は避ける行動を要請するといった、3密の禁止の中身であります。

こういったことが、新型コロナウイルス感染防止、拡大防止ということで、ずっと行われてきた、福知山市内、また教育委員会関係、全国的、また世界的な中身での動向であり、新聞やテレビ、ニュース等で、毎日放送されておりますが、こういった状況でありました。新しい薬、治療方法、そういったことが全くわからない状況での怖さが、日々、身にしみて感じられる、こういう状況であります。

以上5点報告しましたが、御質問、御意見はありませんか。

全委員

特になし。

端野教育長 それでは、次に議題に入ります。

4 議事

(1) 議第36号(福知山市立小学校及び中学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について(教育委員会規則))

(2) 議第37号(市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針の策定について)

端野教育長 議第36号「福知山市立小学校及び中学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について(教育委員会規則)」及び議第37号「市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針の策定について」説明をお願いします。

崎山次長兼学校教育課長 ～資料に基づき説明～

議第36号「福知山市立小学校及び中学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について(教育委員会規則)」について御説明いたします。

資料につきましては、会議案その1の2ページから3ページまでとなります。

3ページを御覧ください。

この規則につきましては、新設ということで、全文を載せておりますので、少し説明をさせていただきたいと思っております。

学校における働き方改革を進めるために、国におきまして、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律が、令和元年12月4日に成立しております。

この改正の内容は2点で、業務量の指針と変形労働時間制についてであります。変形労働時間制につきましては、令和3年、来年4月施行の予定で、休日のまとめ取りを目指しているものです。ただ、国会での議論もいろいろありましたけれども、自治体の導入に当たりましては、予後の見直し、それから京都府における法整備、それから関係団体との調整などがありまして、これについてはもう少し先の話になるだろうということで、今回は、業務量の指針についての規則の制定であります。

業務量の指針は、平成31年、昨年1月ですけれども、以前に策定されました公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインをこれは国が定めたものですが、法的根拠のある指針に格上げをしたもので、在校等時間の定義、それから講ずべき措置などが国のほうで明確に示されました。

これによりまして、京都府もこの3月議会におきまして、条例化をされ、同様に4月1日施行ということで準備をされております。この措置が各市町村においても同様の法整備をする必要がありまして、本市におきましても、ここへお示しをしております、福知山市立小学校及び中学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を定め、労働時間の上限を定めるものです。

3ページの第1条に、趣旨ということで、これにつきましては、国の示しましたこの方針に沿って、業務量の適切な管理等に関し、必要な事項を定めるということを書いております。

第2条が具体的な内容でありまして、これも国・府・市、全て同じ

条件が示されております。第1項のところでは、1箇月について45時間、1年について360時間という上限時間を定めているところです。

第2項では、突発的な業務上の予見ができない業務量の大幅な増加に伴いまして、一時的及び突発的にこの上限を超える場合があるということで、それについての規定がされております。その場合についても、1箇月について100時間未満、1年について720時間を超えることがないようにということです。

それから、1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において、1箇月当たりの平均時間が80時間を超えないということ。また、1年のうち1箇月において所定の勤務時間以外の時間において、45時間を超えて業務を行う月数は、6箇月以内といった具体的なことが定められております。

こういった規則を定め、教職員の業務に関して、一定の管理を行うということで、規則を定めることとして準備をしております。これに伴いまして、具体的な実施の内容として、ガイドラインを定めることになってまいります。

森山理事

つづきまして、「市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針の策定について」御説明いたします。

資料につきましては、会議案4ページから6ページまでとなります。5ページから6ページまでの中身につきましては、1月の教育委員会でお示しをしたものですが、今、次長が説明しました規則の関係性でいいますと、1月の段階では、文部科学省のガイドラインに沿って、この方針を決めようということでしたが、先ほど言いましたように、変形労働制のことについての法律改正に伴いまして、文部科学省のガイドラインが指針に格上げになりましたので、時間的な部分を規則に書きなさいということが出てきました。規則にもきちんと書きます。全体像としてこの方針がありまして、特に5番、6番につきましては、福知山市教育委員会の具体的な取組や留意事項について、方針で書いているという関係性と御理解ください。説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

端野教育長

御質問、御意見はありませんか。

和田委員

前回お示ししていただきながら、今回お聞きするのは大変失礼なのですが、気がつきましたこと2点についてお伺いします。

1点は、3番の勤務時間の上限の目安時間の※のところの説明をもう少しお世話になりたい。特に一番上の※の所定の勤務時間外に自らの判断で行う自己研鑽等の時間を除いたものとする。この部分について、理解しにくいので、御説明いただきたいということ。

もう1点は、6番の留意事項についてですが、勤務時間の上限を超えた方に対する、対策措置という部分が3項にわたって示されていますが、この勤務時間の上限を超えるというのは、個人の問題でもありながら、学校組織としての問題でもあるのではないかと。そうしたら、(3)の中には、例えば、問題が発生した場合、その職員の時

間内に帰れない風土があるという言葉で表現されますように、個人ではない、例えば学校管理職の先生方を通じどうなのか、全教職員の問題としてどう取り上げるのかということが、この留意事項にあってもよいのではないかという思いがありましたので、その2点について、よろしく願います。

森山理事

まず1点目ですが、3番の上限の目安時間のガイドラインと同じというのは、ガイドラインというのは、もともと文部科学省のガイドラインを示しております、その下にある所定の勤務時間外に自らの判断で行うとあるのは、現在でもICカードを使っておりまして、職員は学校に来ましたら、ICカードで自分の来た時間を打刻します。それから学校から帰るときに打刻をします。そうすると勤務時間は8時半から5時までですが、当然ぎりぎりには来ませんので、8時に来る者、7時半に来る者がおります。帰る場合は、5時までが勤務なので、5時になったら帰ってよいのですが、5時半に帰ったり、8時に帰ったりしています。その中で、学校にいる時間は、はっきりとわかりますが、例えば5時半になりました。帰ってもいいけれども、校内で少し研修をしておきたい、少し本を読みたいとなれば、そういう時間は当然学校におりますので、その時間を足しますと、例えば午後10時まで学校にありましたとなりますが、その全部は勤務時間ではありません。学校にいた時間から、自主研修の時間を除いた時間が勤務時間ですというのが規定です。ただ、実際にそれを明確にしようと思いますと、個々でその意識の違いがありますし、例えば子どもたちが帰った後、教員同士で子どもの話をする時間を本当に自主研修と呼ぶのか、いやそれは勤務時間だろうと、非常に曖昧な判定基準になりますので、福知山市では明確に線引きはしておりません。ただこの方針で言いますと、本来、そういう子どもにかかる情報共有は勤務時間ではありますが、例えば少し学校でゆっくりしてコーヒーを飲んでといった時間は違いますよ、そこは省くというのがこの趣旨です。

2点目、6番の問題ですが、(1)にありますように、いわゆる学校にいる時間が長い方については、現在でも教育委員会で面接し、ドクターに入っただきヒアリングをしています。そのことはもちろんしますが、(1)にありますように、そのことの中身を学校衛生推進者、主に教頭に伝えていきます。例えばある先生の時間が長かったです、ドクターに診てもらったらこういう中身でした、元気はあるのですけれどもこの辺を心配しているといったことを、もちろん本人にも伝えますが、教頭にも返しております。その中で、学校全体のことを教頭先生にも知ってほしいですし、学校全体のシステムとして、帰れるようになっていきますということを考えてくださいというあたりは指示をしています。もちろん校長については、学校全体の職員が勤務時間の中できちんと仕事ができるように指導するあたりは話しておりますので、超勤が多い人のことが教頭を通じて、学校全体に返るようにはしております。

和田委員

学校組織全体でという部分はよくわかりましたし、御説明で十分理解させていただきました。ただ、※のところはなかなか判断しにくいということを感じた次第です。

森山理事 補足ですが、校務支援システムという新しいシステムを来年度導入することになっております。現在は一つの機械でその学校職員全員の出退勤の記録をとっておりますが、システム導入後は、自分のパソコンで一人一人が記録することになりますので、そうしますと、自分が学校にいた時間が一目でわかるということに切りかわっていきます。ただ、それでもどこまでが自主研修で、どこまでが勤務ということについては、また違う線引きですので、そのあたりは個人個人の先生方にも、用事がなかったら帰りましょうということをおっしゃなければならないとは思いますが、意識改革をしたいと思っております。

和田委員 一方では学力を落としてほしくない、もう一方では早く帰ってほしいという思いがあります。

森山理事 もう一つは、学習指導要領が変わってきますので、当然ながら、その新しいことに対応する時間も必要だと思います。その辺を踏まえながらも、運用していきたいと思っております。

端野教育長 他に御質問はありますか。

全委員 特になし。

端野教育長 議第36号及び議第37号について承認ということによろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 それでは、異議がないので可決承認いたします。
次に報告・説明事項の教育長決裁による後援承認事項について説明をお願いします。

5 教育委員会 報告・説明事項

(1) 教育長決裁による後援承認事項について

由里教育総務課長補佐兼企画管理係長 ～資料に基づき報告～

No.77 北近畿 Jazz Street

No.78 みわ子育て講演会

端野教育長 後援承認について御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員 特になし。

端野教育長 承認いただいているということで、事後承認とさせていただきます。
それでは、次の報告事項をお願いします。

(2) 福知山市教育支援委員会に関する要綱の一部改正について（教育委員会告示） について

崎山次長兼学校教育課長 ～資料に基づき説明～

会議案18ページの新旧対照表を御覧ください。

福知山市教育支援委員会の組織についてですけれども、各校1人ということでお世話になっておりますが、学校統合によりまして、学校数が減少しますので、現状では28校で28人ということですが、今年度末で閉校になる学校、それから来年度また学校数が変わりますので、各校1人以上とし、そのたびそのたびに改定しなくてもよいように、また大規模校であれば複数の人を出していただくということも考えられますので、そういったことに対応し、人数について改めさせていただきたいと思っております。
説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

端野教育長 このことについて御質問はありませんか。

全委員 特になし。

端野教育長 それでは、次の報告事項をお願いします。

(3) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について

前田教育部長 ～資料に基づき説明～

新型コロナウイルス感染症に係る本市の対応方針について、こちらの資料で説明させていただきます。

本日付で、市の方針が出ております。1段落目は、国の方針が記載されております。

2段落目からですけれども、3月27日まで閉館を行うとしておりました市の施設につきまして、後で説明いたします施設面において、下記の条件を満たしていると判断される施設については、運用面での防止対策を講じた上で、3月28日から再開を行うこととなりました。また、イベントの関係ですけれども、3月31日までを目途とした、市が主催または共催するイベントや集会の原則中止、または延期につきましては、市において現に感染が発生したことや、近隣府県において感染が拡大している状況を踏まえ、4月中旬ごろを目途として、これを継続させ、今後の状況も踏まえ、改めて判断するということになりました。ただし、参加者が特定され、開催時期が限定されるなど、この期間に実施する必要があり、やむを得ず開催する場合には、十分な感染防止対策を講ずるとなっております。まず、施設面に当たっての条件ですけれども、先ほどから出ております、定期的に換気する、適度な間隔をとる、あるいは近距離での会話、発声が行われる環境ではないか、この3点に配慮をしていくということです。

裏面を御覧ください。再開に当たって、運用面で七つ書いてあります対応を全て行うことということでもあります。

⑦の人数制限を実施する、これが施設面、先ほどの③なり②とかかわり合いがあるということで、この運用面が非常に難しいということになっております。それぞれ入り口にアルコール消毒液を設置といったことも掲げておりますし、今後、感染の広がり状況によりまして、適宜対応方針についても見直しを行うこととされております。教育委員会の関係ですけれども、冒頭、教育長が申されたようなことですけれども、大きなことで申し上げますと、例えば厚生会館の

ホール、これは継続して閉鎖になっております。教育委員会の施設、ホールといいますのが、夜久野生涯学習センターと大江町総合会館は、同じようなホールですので、引き続き閉鎖ということとしております。

小中学校の体育館は、冒頭、教育長が申されたとおりです。

それから、市民交流プラザのフリースペースは、今、閉鎖になっておりますが、これも多くの方、学生が中心ですけれども、交流スペースになっておりますので、引き続き閉鎖としております。

それから、市民交流プラザ、それから中央公民館あるいは地域公民館、基本的には貸し館業務が再開となるのですが、営業利用につきましては、この人数制限というのが非常に難しい状況になりますので、営業利用に限っては、しばらく制限をさせていただきたいと思っております。

それから、図書館ですけれども、今、インターネットなり電話で予約をしていただければ、窓口に来ていただいて、本の貸し借りはしておりますが、これを一般に、予約なしで来館して本を見ていただいている貸し借りは再開をさせていただきますが、閲覧席については、長時間座って本を見られる方がいらっしゃるのですけれども、閲覧席は禁止ということで、しばらくその運用をさせていただきたいと考えております。施設のことは以上でございます。

それから、小学校の見守り利用状況と放課後児童クラブの利用状況のデータを配らせていただいております。上の小学校の見守り利用状況ですけれども、3月3日から3月19日の状況を、日を追ってデータ化しております。おおよそ8%前後であります。一番少ないのが3月11日の6.9%で、これが一番少ないです。それから、一番多いのが3月6日の8.6%で、こういったことになっております。放課後児童クラブの利用状況ですけれども、おおよそ4割の方、常時利用登録者の4割の方が利用されているということです。3月6日が一番多く41%になっておりますし、3月11日が一番少なく32%になっております。この間にかけて、福知山市での感染が出たということで、この影響が出ているのではないかと考えております。

それから、イベントについては4月中旬を目途として、中止または延期ということとしております。中学校の部活動ですけれども、社会教育施設の閉鎖が3月27日までですので、それが一定再開してきます翌日の3月28日から、部活動可能ということでさせていただきます。

以上、新型コロナウイルス感染症の対策に向けた対応でございます。よろしく申し上げます。

端野教育長

このことについて御質問はありませんか。

和田委員

日新中学校、きょう天津小学校へ行かせていただいたのですが、いずれも手のアルコール消毒液が置かれていて、状況を見せていただいたのですが、すべての学校において、そのアルコールの手を洗う消毒液が行き届いているという、そういう状況にあるのでしょうか。

- 前田教育部長 今のところは、不足というのはございませんが、入手がなかなか難しい状況になっております。今、学校教育課で注文をしているということで、当面の間のストックはあるという状況です。
- 倉橋委員 市民交流プラザや地域公民館の、例えば社会教育団体が会合等で使うことについては可ということだと思っておりますけれども、その辺のいわゆる交流スペースはだめだとか、他団体が使うのはだめだとか、かなりややこしい状況だと思います。ですから、一般の人がよくわかるような広報の方法というのは、今、どう考えておられますか。
- 前田教育部長 きょう、2時から記者に投げかけということで予定が入っておりますし、ホームページで広報をしていきたいと思っております。それから、この間、一斉に自治会長文書で閉館についての広報がなされました。まだ未定ですけれども、そういったことも考えているのではないかと考えております。断定的に申し上げられず、申しわけないですけれども、きちんと広報はしていきたいと考えております。
- 倉橋委員 部活動について、28日から可能ということで、多分、学校は考えていないと思うけれども、例えばできなかった分を回復措置ということ、30、31日はしないと思うけれど、あるいは4月の最初にもしないと思うけれども、そこまでは触れていないけれど、理屈上はできるという見方もできないことはないですし、そのあたりは何か考えておられますか。
- 森山理事 授業回復につきまして、あす修了式ですけれども、もしするとしても、午前中のみとし、それ以上しない、午前中で帰すということを各小中学校に連絡しております。それ以降の授業回復はしないということです。
- 倉橋委員 しないということで、一定、徹底しているわけですか。
- 森山理事 福知山市にも全く感染がないかという、市民病院で出ましたので、一定配慮が必要なあたりで指導しております。
- 端野教育長 他に御質問はありますか。
- 全委員 特になし。
- 端野教育長 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応については、現在進められている状況ですので、今の申し合わせや取り決めについても、その都度、その都度、その状況に応じてということが、文書の最後には必ずついている状況になりますので、まだまだ油断はできない状況にあるというところです。

6 閉会

端野教育長が閉会を宣言。